

この募集広告について○、×でお答えください。

流氷とグルメを楽しむ 冬の北海道4日間

流氷の写真

■出 発 日

〇〇〇〇年

1月 24日(金)◎、25日(土)◎、31日(金)◎

2月 1日(土)◎、2日(日)◎、11日(火)◎、12日(水)▲、13日(木)◎、15日(土)◎、16日(日)▲、
21日(金)◎、22日(土)◎、23日(日)▲、24日(月)▲、26日(水)▲

3月 1日(土)◎、2日(日)▲、3日(月)▲、5日(水)▲

■基本代金 89,800円～(空港施設使用料含む)

おとなお一人(単位:円)	A	B	C	D	E
4～5名1室	89,800	95,800	96,800	97,800	99,800
3名1室	92,800	96,800	97,800	98,800	101,800
2名1室	95,800	97,800	99,800	101,800	103,800

※グレードアッププラン 3泊目の客室と夕食を+5,000円でグレードアップ。

■日 程

①羽田空港→新千歳空港 = 十勝川温泉(泊)

②十勝川温泉 = 釧路駅(SL冬の湿原号) - 標茶駅 = 摩周湖 = 硫黄山 = プユニ岬 = ウトロ(泊)

③ウトロ = 羅臼港～(流氷・バードウォッチンググループ)～羅臼港 = 羅臼 = 阿寒湖畔温泉(泊)

④阿寒湖畔温泉 = トムム = 新千歳空港→羽田空港

※→は航空機、=はバス、-はSL列車、～は船

■利用バス会社 Aバス又は同等クラス

■航空会社 日本航空他

■宿 泊 ①十勝川温泉：●●ホテル又は同等クラス

②ウトロ：▲▲ホテル又は同等クラス

③阿寒湖畔温泉：★★ホテル又は同等クラス

■食 事 全食事付(朝3回、昼4回、夕3回)

■最少催行人員 20名(但し、15名～20名未満の場合+10,000円で催行します。)

※詳しい旅行条件書をご用意しておりますので、必要な場合はご請求ください。

お申込みは：受託販売

東京都知事登録旅行業第3-〇〇号

株式会社△△トラベル

東京都港区新橋***-**-**

03-〇〇〇〇-XXXX

JATA正会員

旅行企画・実施

東京都知事登録旅行業第2-〇〇〇号

□□旅行株式会社

東京都千代田区霞が関***-**-**

JATA正会員



Q1 ツアータイトルに「グルメを楽しむ」と募集広告に
(×) 表示したが、具体的な食事内容がこの時点で確定して
いないので、最終集客人員を考慮の上、食事提供
事業者と打合せ、確定書面に表示することにした。

Q2 流氷の写真を表示したが、ツアーの行程中の流氷の
(×) 状況については気象状況に左右されることなので、
広告に例年の流氷の期間を表示していれば、その期
間を超えて出発日を設定してもよい。

Q3 グレードアッププラン利用の可否によって旅行代
(×) 金の額が確定するので、旅行代金表は「基本代金」
とした。

Q4 旅行代金の割安感・お得感を強調するために、最も
(×) 安い金額を大きく表示した。

Q5 利用航空会社は日本航空を予定しているが、万が一
(×) 手配ができないことを想定して「日本航空他」と表
示した。

Q6 宿泊施設は、募集広告の段階では宿泊施設が確定し
(○) ていないため、〇〇ホテル又は同等クラスと表示し
ている。

Q7 集客が20名に満たない場合を想定して、追加の旅
(×) 行代金を表示した。

Q8 添乗員の同行の有無は、その費用が収益に大きく影
(×) 響するので最終的な集客状況によって決定してお
り、募集広告の段階からは表示していない。

Q9 詳しい旅行条件を表示するスペースがなかったの
(×) で、必要な場合、請求してもらうことにした。

Q10 当社は受託販売会社である。広告に当社の名称と企
(×) 画実施会社名の社名を表示しなければならないが、
消費者にとって紛らわしいので、実際の申込先であ
る当社の文字を大きくした。

景品規約に関する次の記述について、正しいものには「○」、誤っているものには「×」を、それぞれの（ ）の中に記入してください。

Q1 当社の店舗に来店しても、店舗で商品を購入しなければ、当社との取引附随には当たらない。 (×)

Q2 客室や航空機の座席のアップグレードは、経済上の利益に当たる。 (○)

Q3 ツアーに申し込んだ方にもれなく景品類を提供し、さらに抽選で景品類を提供する場合は、総付景品、一般懸賞それぞれの規制範囲内であれば同時に実施できる。 (○)

Q4 一般懸賞の場合、提供する景品類の総額には、抽選に「はずれた」方に提供する“残念賞”の価額は加算しなくてもよい。 (×)

Q5 当社のバスツアーの中から10コースを特定し、その参加者を対象に抽選で景品類を提供する場合、その取引価額は当該10コースの中の最高の旅行代金となる。 (×)

Q6 当社の旅行商品の代金を割り引くことや、次回の当社の旅行商品購入時に代金支払いに利用できる割引券は値引きであって、景品類には該当しない。 (○)

Q7 「抽選」や「くじ・じゃんけん」、「ゴルフコンペの優勝者やプロ野球の優勝チームを当てる」などの方法も懸賞に当たる。 (○)

Q8 オープン懸賞を実施するに当たっては、懸賞の告知から応募対象、応募資格、懸賞方法、景品類の引渡し、いずれの段階においても取引に附随してはならない。 (○)

Q9 旅行説明会で30,000円以上のツアーを申し込まれた方に、もれなく観光協会等協賛者から無料で提供いただいたお土産（市価7,000円相当）を差し上げることは景品規約違反とはならない。 (×)

Q10 「懸賞によらないで提供する」とは、旅行の参加者にもれなく提供することのほか、来店者に先着順で提供する方法も含まれる。 (○)